

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

平成29年11月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「(仮称)多文化体験コーナー」整備支援業務委託

(2) 目的

外国語活動等の時間に実施する「英語体験移動教室」等において、区立小学校の児童等の多様な文化に対する理解を深め、英語によるコミュニケーション能力の向上を目的として活用するため、世田谷区教育センター2階に開設する「(仮称)多文化体験コーナー」(以下「体験コーナー」という。)の改修・改装工事の実施設計等の整備支援に係る業務を委託する。

(3) 履行期間：平成29年度 契約締結の日(平成30年1月上旬)から平成30年3月30日

(4) 業務内容

① 「体験コーナー」改修・改装工事实施設計書の作成

世田谷区教育センター2階の現「郷土学習室」を「英語体験移動教室」等の場として活用する「体験コーナー」に改修・改装するための工事の実施設計書を作成すること

② 「体験コーナー」ジオラマリニューアルプラン作成

世田谷区教育センター2階の現「郷土学習室」中央のジオラマ部分を、現在の郷土学習要素も残しながら、ICT機器や映像機器等を用いて、「体験コーナー」における「英語体験移動教室」等を実施するにあたり、有効活用できる空間としてリニューアルするためのプランを作成すること

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(4) 法人税、消費税、法人事業税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか

(2) ジオラマを含む「体験コーナー」の改修・改装後の全体イメージは適切であるか

- (3) ジオラマを除く「体験コーナー」の改修・改装工事の実施設計にあたっての基本的考え方及び改修・改装工事後のイメージは適切であるか
- (4) ジオラマのリニューアルについての基本的考え方は及びイメージは適切であるか
- (5) ジオラマを除く「体験コーナー」改修・改装工事及びジオラマのリニューアルの実施計画は妥当であるか
- (6) ジオラマを除く「体験コーナー」改修・改装工事に係る想定経費は、改修・改装工事後のイメージ、改修・改装工事の実施計画等を踏まえ、妥当であるか
- (7) ジオラマのリニューアルに係る想定経費は、リニューアルのイメージ、リニューアルの実施計画等を踏まえ、妥当であるか
- (8) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (9) 緊急時の連絡体制が整備されているか
- (10) 業務実施の計画は現実的で妥当なものであるか
- (11) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (12) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (13) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 平成29年11月29日(水)から12月7日(木)の午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)
 - ②場所 下記担当課窓口、及びホームページ
 - ③方法 希望者に無償交付する。
- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 12月7日(木)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 持参または郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)により送付すること。
- (3) 質問の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成29年12月11日(月)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 電子メールにより送付すること。
- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等
 - ①平成29年12月25日(月)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (6) 事業者からの提出物は返却しない
- (7) 区は当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)

を公表することができる。

- (8) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (10) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進 川野

(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)

電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp